# 卒業後の就職活動期間の延長 (平成28年12月13日 法務省通知 管在第7577)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

日本の大学等を卒業した外国人留学生が、継続して就職活動を行う場合、<u>滞在期間が卒業後最長1年に限定</u>



### 特例措置

地方公共団体の支援によるインターン シップへの参加を含む就職活動を行う場 合には、卒業後、<u>2年目の滞在が可能に</u>



#### 効果

外国人留学生の国内企業への就職促進

